

公益財団法人慈愛会今村総合病院における 公的研究費に関する行動規範

2015年4月1日制定

2017年6月1日改訂

今村総合病院における公的研究費の訂正な使用を確保するために、次のとおり研究を遂行する上での行動規範を定める。

1. 公的研究費の使用にあたって、当該費用の配分機関及び当院が定める規定、使用ルール、その他関係法令等を遵守すること。
2. 公的研究費は国民の税金が原資であることを認識し、適正な使用に努めること。
3. 研究者は、研究計画に基づき、計画的かつ適正な使用に努めること。
4. 研究者および事務職員は、緊密な連携をとり、相互の理解を深めながら協力して、公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めること。
5. 研究者および事務職員は、取引業者との関係において、疑惑や不信を招くようなおそれのないよう行動すること。